

最終更新日：2009年2月25日

株式会社ソケット

代表取締役社長 浦部 浩司

問合せ先：取締役 経営企画・管理グループリーダー 杭田 真一 TEL:03-6402-5188

証券コード:3634

<http://www.sockets.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の競争力及び企業価値・株主価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の徹底を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主ならびに当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくためにも、法令遵守、「社訓」、「経営理念」及び「行動規範」等について継続的に当社役職員の意識向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
浦部 浩司	408,000	43.99
KDDI 株式会社	120,000	12.94
株式会社フェイス	120,000	12.94
株式会社メガチップス	120,000	12.94
西本 雅一	36,000	3.88
ソケット従業員持株会	22,000	2.37
伊草 雅幸	15,000	1.62
進藤 晶弘	11,500	1.24
平澤 創	10,000	1.08

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期	3月
業種	サービス業
(連結) 従業員数	100人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鵜飼 幸弘	他の会社の出身者			○		○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
鵜飼 幸弘	当社の大株主である株式会社メガチップス(東証1部)代表取締役社長	鵜飼氏の上場企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役は、定時及び臨時に開催される取締役会に出席し、幅広い見地、客観的・中立的な立場から、議案、当社の経営及び事業活動等に対して積極的に提言や助言を行っております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、内部監査の都度、監査役が会計監査人への報告、意見・情報交換を行うとともに、会計監査人の会計監査の概要及び結果の報告を、年間4回の監査結果報告会にて受ける他、適宜意見・情報の交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査担当部門を経営企画・管理グループとしており、代表取締役社長の命により監査・調査を定期的を実施しております。具体的には、経営企画・管理グループリーダーが経営企画・管理グループ以外の部門の監査を担当し、経営企画・管理グループの監査は経営企画・管理グループ以外の部門（現在はメディア開発グループ）のグループリーダーが担当し、監査実施結果の報告及び改善案の提出を内部監査実施の都度代表取締役社長へ行っております。

監査役との連携につきましては、内部監査の都度、内部監査人より監査役に報告を行うとともに、原則月1回意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大塚 一郎	弁護士				○				○	
今西 浩之	公認会計士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
----	--------------	------------------

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
大塚 一郎	東京六本木法律特許事務所 パートナー	弁護士としての法務面での高い専門的見地及び提言が的確であり、また、他社での監査役経験も豊富なことから、コンプライアンス及びリスク管理面での監査役機能強化のために適任であると判断し、選任しております。
今西 浩之	公認会計士今西浩之事務所 所長	会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は定時及び臨時の取締役会に毎回出席し、それぞれの立場から適宜質問、提言、助言を述べ、取締役の職務執行の監視を行っております。常勤監査役においては、その他の重要な会議にも出席し、業務執行状況の聴取、重要な書類の閲覧等を通じて経営及び事業活動を日々監視し、監査を実施しております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、取締役に対してストックオプションの付与を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値・株主価値の向上を目的として、取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

当社は、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、取締役に加え従業員に対してストックオプションの付与を実施しております。また、適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めるために、監査役に対してストックオプションを付与しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬 57,931 千円(うち社外取締役 1,500 千円)

監査役を支払った報酬 9,683 千円(うち社外監査役 3,983 千円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

当社では、経営企画・管理グループが社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配付するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問い合わせ等があった場合には、経営企画・管理グループが迅速に対応する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(取締役会)

当社経営の中核となる取締役会は、意思決定の迅速化、業務執行の妥当性、効率性、透明性の向上を目指し、社外取締役1名を含む5名で構成されております(平成 21年1月31日現在)。取締役会は原則として毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針・重要な事項に関する意思決定ならびに業務執行状況の監督を行っております。

(経営執行会議)

当社の常勤取締役で構成される経営執行会議を毎週1回開催し、各部門の状況報告や課題の共有、営業方針の確認の他、週次での各グループの行動計画の確認等を行っております。

(経営情報会議)

当社の常勤取締役、サブグループリーダー、チームリーダーで構成される経営情報会議を月2回で開催し、全社方針の伝達、月次決算結果の分析、チーム単位での業務運営状況の報告及び情報交換等を行っております。

(監査役会)

当社では、監査役制度を採用していましたが、監査役監査の充実のため、平成 20 年 11 月 13 日開催の株主総会において監査役会制度を採用いたしました。監査役会の構成は3名(うち常勤監査役1名)で、2名が社外監査役であります(平成 21年1月31日現在)。各監査役は毎月開催される取締役会に出席し、常勤監査役においては経営執行会議、経営情報会議等その他の重要な会議にも随時出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。また、毎月1回監査役会を開催し、取締役会付議議案の内容や会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針をはじめ監査計画等、監査に関する重要事項の協議及び決定を行っております。

(会計監査人)

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けており、平成 20 年 11 月 13 日開催の株主総会において同監査法人を会計監査人に選任いたしました。同監査法人からは、財務諸表に対する監査を受けるとともに、内部統制の整備・運用・評価にかかる助言を受けております。平成 20 年3月期における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者について

ては以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 猪瀬 忠彦

指定社員 業務執行社員 佐々田 博信

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、会計士補等6名、その他3名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社においては、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避することに留意してまいります。
その他	<p>①取引所ホームページにおける各種開示の適切かつ迅速な対応</p> <p>四半期および通期における財務諸表、決算情報はもとよりタイムリーディスクロージャーに努め、あわせて、コーポレートガバナンスに係る情報等のアップデート等、基本部分での充実を図ります。</p> <p>②株主総会招集通知の電子的公表</p> <p>株主総会招集通知の発送とあわせて、その当日に当社ホームページにてその内容を公表し、株主の皆様にも少しでも早くその内容をご覧いただけるようにいたします。</p>

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催を予定しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を、当社ホームページのIR情報 (http://www.sockets.co.jp/ir/)に掲載いたします。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	経営企画・管理グループが主管してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ユーザー、取引先及び従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し積極的に行う方針であります。会社ホームページ、定期的及び適宜開催する会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員が、法令及び定款その他の社内規則及び社会通念などを順守した行動をとるための規範として、「行動規範」を制定し、当社が企業活動を行っていく上で果たすべき役割と責任を明確にしています。

この行動規範のもと、コーポレートガバナンス体制及びコンプライアンス体制を整備・構築し運営していく事が経営上重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に従い、以下の内部統制システムの構築の基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備、構築いたします。また今後も、同システムを有効に機能させるために必要な見直しを行い、より適切な運営に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、会社の重要な業務執行を審議・決定するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- (2) 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主総会において社外取締役を選任し、良識に基づいた意見、助言を得る。
- (3) 取締役とは独立した監査役を選任するとともに、そのうち1名を常勤監査役として常時監査できる体制を整備する。
- (4) 常勤取締役からなる経営執行会議を原則として毎週1回開催し、取締役会付審議事項及び経営に関する重要事項を審議決定するとともに、業務執行の全般的統制を行う。
- (5) 代表取締役社長は「社訓」や「経営理念」に加え、取締役を含む全ての役員及び従業員が実践すべき行動基準を定めた「行動規範」を制定し、繰り返しその精神を取締役・従業員に伝えることにより、法令等の遵守が企業活動の前提であることを周知徹底する。
- (6) 取締役・従業員の法令等及び社会規範を具体的に遵守するための規範として「コンプライアンス規程」を制定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を図るためコンプライアンス委員会を設置する。
- (7) 社内における不正・不審行為の早期発見と不祥事等の未然防止を図ることを目的として「ホットライン制度」を設けている。通報の事実は秘密を遵守し、内部通報者に対して不利益となるような措置は行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会、経営執行会議の議事録を、法令及び「取締役会規程」、「組織規程」、「文書管理規程」に従い作成し、適切に保存・管理する。

- (2) 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達等は、主管部署で作成し、適切に保存・管理する。
- (3) 取締役、監査役及び内部監査人は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会、経営執行会議、経営情報会議、その他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
- (2) リスク管理委員会を設置し、各グループのリスク管理業務を統括し、リスク管理に関する方針・体制の協議、対策の立案その他重要な事項を総合的に決定する。
- (3) 各グループリーダーは、リスク管理委員会の定める方針に従い、各グループにおけるリスクの把握と評価を行うとともに、リスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行、その他必要な事項を実施する。
- (4) リスクが発生した場合に備えるため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会を定期的開催する。また、万が一、当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的リスクが発生した場合には、代表取締役社長を対策本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い被害を最小限に留めるとともに、再発防止策を講ずる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、単年度事業計画、中期経営計画等を決定し、業績、進捗状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 常勤取締役からなる経営執行会議を原則毎週1回開催し、迅速な業務執行体制を確立する。また「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において職務権限及び責任を明確化し、業務を適切・確実・迅速に執行する。
- (3) 常勤取締役、サブグループリーダー及びチームリーダーからなる経営情報会議を設けて、原則毎月2回、事業の進捗状況の把握、意見交換を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役から要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、他の取締役の指揮命令が監査役の補助業務に反するものである場合は、当該指揮命令に従う義務を負わない。
- (2) 監査役を補助する使用人の任命、異動等については、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。
- (3) 監査役を補助する使用人の人事評価等は、常勤監査役が行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は、経営情報会議をはじめ社内の重要会議へ出席することができる。
- (2) 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「ホットライン制度」による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
- (3) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに報告を行わなければならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 社外監査役として、企業経営に精通した有識者、弁護士・公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長を始め取締役等、業務を遂行する者からの独立性を保持する。
- (2) 監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役社長、内部監査人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

(1) 基本的な考え方

当社は、コンプライアンス体制の強化を図るべく、「社訓」、「経営理念」及び「行動規範」を整備し、反社会的勢力の排除を掲げております。また、当社が取引を行う相手については、原則として外部機関での調査等を行い、反社会的勢力ではないことを確認している等、当社は反社会的勢力との関係を一切持たず、不当要求には断固として拒絶することを基本方針としております。

(2) 整備状況

基本方針を具現化するために、「反社会的勢力対策規程」を制定し、コンプライアンス委員会を設置しております。警察をはじめとする関係行政機関と連絡を取り、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、従業員に対してはコンプライアンス委員会が中心となり、講習会、セミナー等で周知徹底を図ってまいります。

また、有事の際には、経営企画・管理グループを対応の主管部門とし、同グループリーダーを責任者とし、警察等関係行政機関、顧問弁護士、外部機関と連携を図りながら対応することとしております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はございません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

【 参考資料：模式図 】

